

補助事業のお知らせ




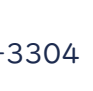
都市計画課からのお知らせ

◆問合せ 市役所都市計画課 ☎0745-44-3315

本市では、住宅耐震化啓発支援事業として、地震に強いまちづくりの推進に向け、下記事業に対して補助を実施しています。

*各事業について、申請件数が上限に達し次第、受付を終了します。(補助の件数は目安であり、確約するものではありません。)また、受付初日に上限に達した場合は、抽選を行い決定します。詳しくは市ホームページをご覧ください。




事業名・募集期間	内容	主な要件	市HP
無料耐震診断 6月1日(月)～ 12月28日(月)	木造住宅の耐震化を促進させるため、無料耐震診断を実施します。(先着15件)	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることなど	
耐震改修工事補助事業 6月1日(月)～ 10月30日(金)	耐震診断の結果、耐震改修工事の必要があると判定された住宅に対して、耐震改修工事費用を最大100万円もしくは50万円を補助します。(先着2件程度)	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることなど ・耐震診断の結果が構造評点1.0未満であり、かつ耐震改修工事により1.0以上となるものなど	
耐震シェルター設置工事補助事業 6月1日(月)～ 11月27日(金)	地震による住宅の倒壊の被害から市民の命を守るため、対象要件を満たした耐震シェルター設置工事に対して、工事費用を最大50万円もしくは25万円補助します。(先着2件程度)	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること ・耐震診断の結果が構造評点1.0未満であることなど	
ブロック塀等撤去工事補助事業 6月1日(月)～ 12月28日(月)	危険なブロック塀等の撤去工事を促進させるため、対象要件を満たしたブロック塀等の撤去工事に対して、工事費用を最大10万円補助します。(先着5件程度)	・道路等からの高さが60cm以上で、道路境界までの水平距離より高いなど	

都市政策交通課からのお知らせ

◆問合せ 市役所都市政策交通課 ☎0745-44-3304

空き家対策の一環として、老朽化した危険な空き家等の除却の促進や、空き家の活用により地域の交流や賑わいを活性化させる目的の下記事業に対して補助を実施しています。

*申請件数が上限に達し次第、受付を終了します。また受付初日に申請件数が上限に達した場合は、抽選を行い決定します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

事業名・募集期間	内容	主な要件	市HP
空き家等対策推進支援事業 6月1日(月)～ 11月30日(月)	【除却】 老朽化した危険な空き家の除却または跡地を地域の交流やにぎわいを活性化させる事業のために行う除却工事に対して、最大50万円の補助を行います。(募集件数:1件)	・不良住宅 または ・空き家除却後の跡地を地域活性化のために10年以上活用など	
	【利活用】 地域の交流やにぎわいを活性化させることを目的とした、空き家の改修等を行う工事に対して、最大100万円の補助を行います。(募集件数:1件)	・空き家で地域活性化のために10年以上活用など	